

令和7年度国家公務員倫理審査会政策評価結果

国家公務員倫理審査会決定

令和8年5月25日

国家公務員倫理審査会は、令和7年度国家公務員倫理審査会政策評価結果について、次のとおり決定する。

■ 評価対象政策

職務に係る倫理の保持
職員の倫理意識の醸成や倫理的な組織風土の構築の推進
(担当局:国家公務員倫理審査会事務局)

■ CSF(あるべき姿を実現する上で特に影響すると考える要因)

- ・ 職員や事業者等の倫理法令に対する理解の増進
- ・ 職員が倫理法令違反の疑いを見聞きした場合に躊躇なく相談・通報等する環境の実現
- ・ 違反事案発生府省における事案への適切な対応

■ 具体的取組

- ・ 12月の倫理月間を中心とした全職員対象の倫理研修の受講促進
- ・ 職員・市民アンケートの実施
- ・ 作成教材や研修での相談・通報等の重要性の周知、心理的安全性の確保
- ・ 経済団体等を通じた周知
- ・ 違反発生時の府省調査等への指導・助言

■ 求める政策効果(あるべき姿)

- ・ 職員が職務に専念できる倫理的職場環境を確保できている。
- ・ 職員の倫理意識の徹底により、職員の職務に係る倫理が継続的に保持できている。もって、公務員倫理に対する国民の信頼が確保されている。

■ KPI(重要業績評価指標)

- ① 職員アンケートで過去1年間に倫理研修を受講したことがある職員(※)の割合95%以上
- ② 職員・市民アンケートの実施状況
- ③ 経済団体等を通じた周知啓発活動の実施状況
- ④ 違反発生時の府省への指導・助言の実施状況

※ 出向、休業などにより所属機関を離れていた者を除く。

確認時期：2026年3月

■ 得られたアウトプット(実績及び実績値等)

- ① 職員アンケートで過去1年間に倫理研修を受講したことがある職員の割合:99.1%(前年度:99.4%)
- ② 職員アンケートについて、倫理法令等の浸透状況を把握するため、実際に倫理法令違反になりそうな場面に遭遇したことがあるかに関する設問を新設するなどした。また、市民アンケートも実施し、国家公務員の倫理感への印象等を確認した。
- ③ 事業者等向けに倫理法令上のルール等を分かりやすく紹介した資料等について、配布範囲を拡充し、193団体(昨年度:153団体)に配布するとともに、ホームページへの掲載等に活用できるバナー広告も作成し、経済団体等に送付した。バナー広告については、人事等に関する情報を発信するWebサイトへの掲載も行った。また、事業者等向けの啓発ポスターについて、全国16駅のデジタルサイネージに掲示を行った。その際、当該ポスターを動きのある仕様とした。
- ④ 倫理法令違反が発生した府省に対して、厳正かつ迅速な事案処理に資するノウハウや留意事項等を提供するとともに、実効性のある再発防止策を講じるための指導・助言を行った。

やるべきことをやったか

あるべき姿になったか

■ KGI(重要目標達成指標)

- ① 違反事案の件数【件数が過去10年平均を下回っているか】
- ② 職員アンケートで倫理法令違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報等しようとする職員の割合90%以上

確認時期：2026年3月

■ 得られたアウトカム(実績値等)

- ① 違反事案の件数:14件【過去10年平均:12.7件】
- ② 職員アンケートで倫理法令違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報等しようとする職員の割合:95.2%(前年度:94.7%)

■ 評価対象政策

職務に係る倫理の保持
職員の倫理意識の醸成や倫理的な組織
風土の構築の推進
(担当局: 国家公務員倫理審査会事務局)

■ 求める政策効果(あるべき姿)

- ・ 職員が職務に専念できる倫理的職場環境を確保できている。
- ・ 職員の倫理意識の徹底により、職員の職務に係る倫理が継続的に保持できている。もって、公務員倫理に対する国民の信頼が確保されている。

■ 施策の分析(具体的取組の有効性等)

- ・ 職員の倫理意識の醸成のための取組として、研修教材の作成・配布や研修講師の派遣、webを通じた有識者講演会等を行い、職員アンケートによると、99.1%の職員が過去1年間に倫理研修を受講している状況にある。また、違反発生時には必要に応じて府省調査等への指導・助言等を行った。
また、事業者等向けの周知啓発活動について、経済団体等向けの資料の配布範囲を拡充したり、資料にバナー広告を追加したりしたほか、デジタルサイネージへのポスターの掲示を動きのある仕様とするなど、様々な取組を行った。
こうした取組により、KGIの1点目を達成できなかったものの、違反事案数が大きく増加することにはならなかったと考えられる。
- ・ また、各府省等に対し、12月の倫理月間等に各組織の相談・通報窓口を職員に周知するよう依頼したり、倫理研修において相談・通報等の重要性や相談・通報等をして職員の不利益にならない旨の明確な周知を行ったりしたことにより、KGIの2点目を達成したものと考えられる。
- ・ このような状況を踏まえて、職員の倫理意識の醸成のための取組、国家公務員の行動の相手方となる事業者等向けの周知啓発活動の両面について、より効果的なものにできるよう、アプローチの改善を検討していくこととする。

■ KPIに対する評価
(やるべきことをやったか)

○

■ KGIに対する評価
(あるべき姿になったか)

×



■ 評価対象政策の評価
アプローチの改善が必要

■ 有識者の意見

- ・ 不正は「機会・動機・正当化」がそろって起きると言われており、過去10年で約120件の事案がある中、件数だけでなく、背景要因や質的变化を分析していくことも評価の視点ではないか。
- ・ 「知らずに違反してしまう人」をいかに減らすかが主眼。グレーで迷ったときに相談しやすい環境作りに重点を移し、予防し得た事案は極力なくしていくことが重要。
- ・ 定量以外にも状態指標を掲げるなど、今後のKPI設定を工夫していただきたい。

■ 今後の施策に反映させるべき事項

- ・ KGIのうち、「違反事案の件数【件数が過去10年平均を下回っているか】」が未達成となった。
- ・ これを踏まえ、2026年度は、職員向けの研修教材について動画化し、視覚的に認識できるようにすることでより理解しやすいものにするなど、職員の倫理意識の醸成のための取組について更なる強化をしていく。
- ・ また、事業者等向けの周知啓発についても、事業者等に国家公務員倫理のルールが広く認識されるよう、例えば国家公務員と関わりのある事業者等向けの研修を新たに行うなど、より効果的な取組を実施していくこととする。